

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2－1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2－3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
鹿児島労働局分庁舎解消に伴う什器購入およびレイアウト変更	支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 鹿児島労働局 鹿児島市山下町13-21	令和8年8月4日	株式会社しんぷく 鹿児島県鹿児島市上之園町9番地8	7340001002112	一般競争入札(最低価格落札方式)	57,935,211	43,722,580	75.5				
鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事	支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 鹿児島労働局 鹿児島市山下町13-21	令和8年8月12日	有限会社大輝電設 鹿児島県鹿児島市西谷山3丁目25番1号	9340002005632	一般競争入札(最低価格落札方式)	14,055,434	11,000,000	78.3				
鹿児島労働局職業安定部及び労災補償課移転に伴う既存什器等移設業務一式	支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 鹿児島労働局 鹿児島市山下町13-21	令和8年8月20日	株式会社サカイ引越センター 大阪府堺市堺区石津北町56番地	6120101002720	一般競争入札(最低価格落札方式)	16,165,303	6,556,000	40.6				
国分公共職業安定所電話設備更新業務一式	支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 鹿児島労働局 鹿児島市山下町13-21	令和8年8月21日	アイ電子工業株式会社 鹿児島県鹿児島市武岡5丁目51番25号	9340001000213	一般競争入札(最低価格落札方式)	3,650,064	3,168,000	86.8				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国分公共職業安定所移転に伴う窓口受付装置移設・増設及び既設配線撤去業務	支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 鹿児島労働局 鹿児島市山下町13-21	令和8年8月24日	株式会社久永 鹿児島県鹿児島市東開町5番地11	6340001003598	一般競争入札(最低価格落札方式)	4,471,240	4,389,000	98.2				
国分公共職業安定所及び霧島わかものハローワーク移転に伴う既存什器等移設業務一式	支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 鹿児島労働局 鹿児島市山下町13-21	令和8年8月31日	株式会社サカイ引越センター 大阪府堺市堺区石津北町56番地	6120101002720	一般競争入札(最低価格落札方式)	5,899,565	2,910,000	49.3				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。